

学校医のすすめ ～そうだったのか学校医

浅井 俊弥

2024年4月から地元の小学校の内科校医に就いた。前任の定年退職に伴い、地区医師会の学校保健担当理事から後任の人事を一任された際、手をあげることにした。日本臨床皮膚科医会の推挙を受け、2020年から日本医師会の会内委員会である学校保健委員会に出席し、学校保健における諸問題について話を聞く機会があったため、自分としても学校医の現状を確かめたいと思った。

学校医の職務は学校保健安全法によって「学校における保険管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する」とされていて、職務の具体的内容は「職務執行の準則」に示されている。健康診断に従事すること以外にも、学校保健計画、学校安全計画の立案への参与、事後措置としての健康相談や保健指導、感染症予防、健康教育などの要項がある。新年度になると各学年で健康調査が実施され、養護教諭が集計し、それをもとに定期健康診断が実施される。職業柄アトピー性皮膚炎があるかどうかには注目していて、長期的に経過を追いたいと思っている。そのほか、心音、呼吸音の聴取と側弯などの脊柱の異常の検出に重点が置かれている。健診の結果を受けて専門医の診察を受けるように指示をしたり、学校生活上の配慮などの事後措置を行う。また学校医は地域の学校における健康課題について協議する学校保健委員会の重要なメンバーとなり、学校と家庭を結ぶ活動を行っている。

2025年はインフルエンザが猛威を振るう中での年明けとなった。予想通り、新学期の始まりとともに発熱で学校を休む児童が急増し、養護教諭から学級閉鎖の可否について、意見を求められた。2月に予定されている学校保健委員会について、養護教諭と打ち合わせを行った。

自分にとっては孫の世代との付き合いである。当院に定期的に通院している児童もいて、学校に出向いたときには声をかけてくれる。学校医のやりがいがい少しだがわかったような気がした。このように、皮膚科にとどまらない、医療従事者としての裾野を広げることに今後も尽力していきたいと考えている。

最後に、2001年日本皮膚科学会総会シンポジウムで、鎌倉市の故・原 紀道先生が述べた一文を掲げたい。「受診の自由はいかなる時代でも確保しなければなりません。医者は患者を選ばませんが、選ばなくとも、ファンだけが残っていくのです。フロントの医療で、この自由が制約を受ける時代にはしてはいけません。私たちは皮膚科的手法を得意とするお医者さんであり、守備範囲は守っても、窓口を狭めてはいけません。」